

特定役務の調達について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、
公告します。

なお、この公告に係る調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

また、この業務は、履行確実性調査制度を採用する委託業務であり、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「公契約条例」といいます。）第2条第2号に規定する特定公契約（以下「特定公契約」といいます。）に該当するものです。

平成28年1月8日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する事項

1 委託名

浄化センター運転管理業務委託

2 委託場所

奈良県浄化センター

南奈良幹線中継ポンプ場

竜田川幹線中継ポンプ場

信貴山幹線中継ポンプ場

大和川上流・宇陀川流域下水道第一処理区幹線管渠きよ

3 委託内容

浄化センター運転管理業務

詳細は、入札説明書によります。

4 委託期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次の1に掲げる条件を全て満たす者又は2に掲げる条件を満たす共同企業体（2者又は3者が当該入札に係る業務を共同連帯して受託する場合における各者の総称をいいます。以下同じ。）とします。

1 単独の者である場合の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Q1建物管理で登録をしているものであること。

なお、新たに競争入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-22-1101 内線4718

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されている者であること。

- (8) 過去15年以内（平成12年4月1日以降）に、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく終末処理場において次のア及びイの実績（共同企業体としての実績の場合は、代表者として受託したものは出資比率が20%以上、その他の構成員として受託したものは出資比率が10%以上のものに限り、）を有する者であること。

なお、ア及びイについてのそれぞれの実績は、同一の終末処理場についてのものである必要はありません。

ア 同一終末処理場で2年以上継続して、日最大処理能力10万 m^3 /日以上を終末処理施設の運転管理業務を受託（水処理から汚泥処理まで一貫した受託に限ります。）

イ 同一終末処理場で2年以上継続して、汚泥焼却施設の運転管理業務を受託

- (9) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3に規定する資格を有する者であって、入札参加申込書の提出の日以前に3か月以上の直接的な雇用関係にあるものを、次のアからウまでに掲げる者として当該アからウまでに掲げるとおり専任で配置すること。ただし、主任者のうち管路の分野は、管路以外の分野の主任者が兼務することができることとします。

ア 統括責任者 1名

イ 副統括責任者 3名

ウ 主任者 電気、水質、水処理、汚泥処理、焼却及び管路の各分野にそれぞれ1名

- (10) 共同企業体の構成員としてこの入札に参加していない者であること。

2 共同企業体である場合の条件

(1)、(2)及び(3)について、それぞれに定める条件を全て満たす者であること。

(1) 共同企業体

ア 3者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

イ 構成員の出資比率は、次の要件を満たすこと。

(ア) 構成員が2者の場合は、全ての構成員の出資比率が30%以上であり、かつ、代表者の出資比率は、構成員中で最大又は最大と同比率であること。

(イ) 構成員が3者の場合は、全ての構成員の出資比率が20%以上であり、かつ、代表者の出資比率は、構成員中で最大又は最大と同比率であること。

ウ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

エ 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有する者であって、入札参加申込書の提出の日以前に3か月以上の直接的な雇用関係にあるものを、次の(ア)から(ウ)までに掲げる者として当該(ア)から(ウ)までに掲げるとおり専任で配置すること。ただし、主任者のうち管路の分野は、管路以外の分野の主任者が兼務することができることとします。

(ア) 統括責任者 代表者から1名

(イ) 副統括責任者 3名（代表者以外の各構成員から最低1名配置すること。）

(ウ) 主任者 電気、水質、水処理、汚泥処理、焼却及び管路の各分野にそれぞれ1名

オ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

(2) 共同企業体の代表者

1の(1)から(8)までのいずれにも該当すること。

(3) 共同企業体の代表者以外の者

次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 1の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

イ 過去15年以内（平成12年4月1日以降）に、下水道法に基づく日最大処理能力5000m³/日以上終末処理場において、同一処理場で2年以上継続して水処理から汚泥処理まで一貫した運転管理業務の受託実績（共同企業体としての実績の場合は、代表者として受託したものは出資比率が20%以上、その他の構成員として受託したものは出資比率が10%以上のものに限り、）を有する者であること。

第3 入札手続等

1 入札説明書及び設計図書等の交付

(1) 交付期間 平成28年1月8日（金）から同年2月2日（火）までの期間

(2) 交付方法 奈良県県土マネジメント部下水道課のホームページからダウンロードしてください。

ホームページアドレス

<http://www.pref.nara.jp/30149.htm>

2 設計図書等の閲覧

1の(2)に掲げる方法によっても不明瞭な箇所がある場合は、次により設計図書等を閲覧することができます。

(1) 日時 平成28年1月12日(火) 午前9時から正午まで

(2) 場所 〒639-1035 大和郡山市額田部南町160

奈良県流域下水道センター総務課総務経営係

3 入札参加申込書の提出

この入札に参加しようとする者は、入札説明書の第8に定めるところにより、入札参加申込書を作成し、提出しなければなりません。

(1) 提出期限 平成28年1月22日(金) 午後5時(期限までに到着したもののみ有効とします。)

(2) 提出場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部下水道課総務管理係(奈良県庁主棟1階)

電話番号 0742-27-7524(ダイヤルイン)

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 郵便(書留郵便に限ります。)により提出してください。

(5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

4 技術提案書等の内容確認

入札に参加しようとする者は、知事の定める様式により、入札説明書及び設計図書等を参考として、技術提案書及びその添付書類(以下「技術提案書等」といいます。)を書面により提出し、内容確認を受けなければなりません。

(1) 提出期限 平成28年2月2日(火) 午後5時(期限までに到着したもののみ有効とします。)

(2) 提出場所 3の(2)に同じ。

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法 郵便(書留郵便に限ります。)により提出してください。

(5) 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

5 入札の手續及び開札の日時等

(1) 入札の手續

ア 郵便による入札

入札書は、郵便により提出することができます。この場合は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「平成28年3月4日開札 浄化センター運転管理業務委託 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書及び見積根拠資料を入れ、封印等の処理をし、奈良県知事宛での親展として平成28年3月3日（木）午後5時までに2の(2)に定める場所へ到着するようにしてください。詳細は、入札説明書によります。

イ 持参による入札

入札書及び見積根拠資料を封筒に入れ、封筒の表に「平成28年3月4日開札 浄化センター運転管理業務委託 入札書在中」と朱書するとともに、入札者の住所及び商号又は名称を記載の上封印等の処理をし、(2)に定める日時及び(3)に定める場所に持参してください。

(2) 開札の日時 平成28年3月4日（金） 午前9時30分

(3) 開札の場所 〒639-1035 大和郡山市額田部南町160

奈良県流域下水道センター 4階会議室

6 入札に係る金額の記入方法

入札は、3年間の総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 入札執行回数

入札執行回数は、2回までとします。1回目の入札（以下「初度入札」といいます。）において予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに2回目の入札（以下「再度入札」といいます。）を行います。ただし、再度入札は、当該入札に参加しようとするものがない場合は行いません。

なお、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することはできません。

第4 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この業務の総合評価に関する基準は、次のとおりとします。

ア 入札価格に対する価格評価点の計算は、次の算式で行い、小数点以下2位まで算出するものとし、3位以下は、切り捨てるものとします。

価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 入札書比較価格 (予定価格の108分の100に相当する金額))

イ 技術評価点の計算は、次の算式で行い、小数点以下2位まで算出するものとし、3位以下は、切り捨てるものとします。

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

ウ 価格と価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の上記ア及びイによって得られた価格評価点と技術評価点の合計値（以下「評価値」といいます。）をもって行うこととし、その計算は次の算式で行います。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

エ 技術提案評価の履行の確保

この業務の受注者は、契約後に技術提案書の内容を満たす業務計画書を提出し、必ず、履行しなければなりません。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法等

入札価格が入札書比較価格の制限の範囲内であり、かつ、第3の4に定める技術提案書等の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札候補者とし、8の競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。この場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格が、入札書比較価格の10分の6に相当する金額（以下「調査基準比較価格」といいます。）を下回る場合は、落札候補者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札候補者とならない場合があります。

なお、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、入札説明書第17の3に定める履行確実性調査報告書を開札の日の5日後（その日が日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」といいます。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）の午前9時から正午までの間に第3の3の(2)に定める場所に提出するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。

聞き取り調査の結果、次のアからオまでのいずれかに該当すると認められる場合には、適正な業務の履行が確保されないおそれがあると認められる場合に該当するものとし、調査対象者（次順位以降の者が履行確実性調査の調査対象となった場合の次順位以降の者も含みます。）を失格とします。

ア 履行確実性調査に協力しない場合

イ 設計仕様等に適合しない場合

ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合

エ 法令違反、契約上の基本事項違反等があると認められる場合

オ アからエまでに掲げる場合のほか、適正な業務の履行が確保されないおそれがあると認められる場合

(3) 配置予定の統括責任者等についての注意事項

入札者は、この公告に係る業務委託のほか、別に公告する次に掲げる業務委託の入札に参加することができます。ただし、それぞれの業務において配置予定の統括責任者、副統括責任者又は主任者が同一の場合は、最初に落札者に決まった業務のみを委託し、それ以外の業務の入札は無効とします。

ア 第二浄化センター運転管理業務委託

イ 吉野川浄化センター運転管理業務委託

ウ 宇陀川浄化センター運転管理業務委託

8 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、入札説明書第18に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

(1) 提出日時 平成28年3月7日(月)午前10時

(2) 提出場所 第3の3の(2)に同じ。

(3) 提出部数 各1部

(4) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

9 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

10 手続における交渉の有無

無

11 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者（共同企業体の場合は、構成員のうち1者以上。以下同じ。）が入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けた場合は、契約を締結しません。また、落札者について次の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）

）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をい

います。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

12 契約の解除

契約締結後、契約者について11の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、11の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

13 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び所在地等並びに技術提案書等に関する問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部下水道課総務管理係（奈良県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-7524（ダイヤルイン）

14 公契約条例の適用

この事業は、特定公契約として契約するものであり、公契約条例第2条第4号に規定する特定受注者及び同条第6号に規定する特定下請負者等は、公契約条例第8条から第17条までの規定の適用を受ける者としします。

この契約の受注者となった者は、公契約条例及び奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号）を遵守し、契約書に添付する「特定公契約特約条項」の定める事務を履行しなければなりません。

この契約の受注者となった者が、これらの条項に違反した場合は、奈良県公契約条例に基づく過料処分及び入札参加停止措置の対象となることがあります。

詳細は、奈良県会計局ホームページに掲載する「奈良県公契約条例の手引き」を参照してください。

15 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

- 1 Subject of the bid : Driving operations management at the Nara Prefecture Water Treatment Center
- 2 Execution period : From April 1, 2016 to March 31, 2019
- 3 Deadline for bid applications in person : 9:30 a.m. on March 4, 2016
- 4 Deadline for bid applications by mail : 5:00 p.m. on March 3, 2016
- 5 For further information, please contact: General Management Section, Sewage Division, Infrastructure Management Department, Nara Prefectural Government
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Pref. 630-8501 Japan
TEL: 0742-27-7524 (direct line)